

## 宮内庁書陵部所蔵柳原本『御即位部類』の来歴

新井重行

はじめに

ここで紹介する柳原本『御即位部類』（宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵、函架番号柳一六一八）は、三冊からなり、治暦四年（一〇六八）から、応永二十一年（一四一四）にいたる間の即位礼に関わる諸記録を類聚した写本である。

本書の大きな特徴は、単独で書写された各記録をそのまま綴じた形態を呈することである。このため本書は、記録ごとに料紙の大きさが異なっており、やや奇異な印象を受ける写本といえる。

詳細は以下に述べるが、本書の中には、東山御文庫本の転写本と考えられるものが含まれており、親本とした東山御文庫本の書写者が分かる記載があるなどの点が注目される。

## 一 柳原本の性格と本稿の視角

柳原家の旧蔵書の大部分は、現在、宮内庁書陵部図書寮文庫と西尾市岩瀬文庫に分蔵されている。<sup>(1)</sup>その蔵書は、柳原家に代々伝わったものが若干あるものの、中心をなすのは江戸時代後期の公卿柳原紀光（一七四六～一八〇〇）の収集にかかる典籍・記録類である。

柳原紀光は延享三年（一七四六）の生まれ。同五年に三歳にして叙爵、

宝暦六年（一七五六）に元服し、初名を光房と称する。同八年に右少弁に任じられるが、同十年には父光綱を喪い、十五歳にして同家を相続する。同十一年藏人に補せられ、以後累進し、藏人頭、左大弁、参議、権中納言を経て、安永四年（一七七五）に権大納言に任じられた。しかし同七年に勅勘を蒙り、出仕を停められる。その後は父の遺志でもあつた修史に専念し、龜山天皇の正元元年（一二五九）から後桃園天皇の安永八年（一七七九）までを収めた史書『統史愚抄』を編んだことはあまりにも有名である。寛政九年（一七九七）に至り出家して暁寂と号し、同十二年に薨じた。

柳原家の旧蔵書については、『統史愚抄』の書誌研究を軸に検討がなされてきたが、<sup>(2)</sup>是澤恭三氏は、柳原本全体を見渡してその特徴について述べている。同氏による検討の概略をまとめると次の通りである。<sup>(3)</sup>

（ア）柳原家の旧蔵書は、①家の記録として引継いだもの、②職務上の備忘に供するもの、③国史編纂のために蒐集したもの、④統史愚抄完成以後のもの、の四種に分類できる。

（イ）多くの家から史料を借覧して蔵書を形成した（親本を借用したことが知られる家名と、奥書の初見年を例示。また、紀光が借用とともに整理を行った点も指摘）。

（ウ）既存の部類記を多く収集した（書写奥書のある部類記を例示）。

(エ) 謄写した記録を自ら整理し、新たに多数の部類記を作成した。  
(オ) 親族や家礼が書写に協力した。

氏の指摘は要を得たものであり、とくに修正の必要を感じない。本稿で検討する柳原本『御即位部類』は、(エ)に相当することを確認しておく。なお(エ)に属する写本の性格について、これまでに十分な検討はなされていないようである。

柳原本の部類記については、『図書寮典籍解題 続歴史篇』<sup>(7)</sup>も参照すべきである。部類記の項には柳原本も多数紹介されており、紀光が自ら編成した部類記の例も挙げられている。本稿で扱う『御即位部類』についても言及があり、「当本は元來数家伝來の諸本から転写集収したものに係り、各本毎にその首に「柳原藏書之印」・「柳原藏書」・「柳原庫」の朱印中の一顆が鈐してある。従つてその書写年次も江戸初期から後期の紀光の時迄に亘る数人の筆よりなる。即ち紀光の父光綱が入手或は書写したも、明和年間紀光が中御門俊臣より譲請けたもの、紀光の自筆或は雇筆に係るもの等で、漸次柳原家に集つて來たものを、紀光が合冊編集したものである」と解説され、続いて内容の目録、および主要な書写奥書を掲げている(一一九頁)。本書の特徴をよく伝えているが、解題という性格上、詳細な検討はなされておらず、各記録の來歴や、本奥書の説明などは省かれている。

そこで本稿では、『御即位部類』の各記録の來歴に着目して、紀光が自ら編纂した部類記の特徴と、そこから派生する論点について検討する。

## 二 柳原本『御即位部類』の書誌

まず『御即位部類』の書誌について述べる。本書は全三冊からなり、いずれも個別に写された記録を合綴したものである。法量はそれぞれ、第一冊が縦二九・一cm、横二〇・八cm、第二冊が縦二八・四cm、横二一・

〇cm、第三冊が縦二八・五cm、横二〇・七cmである。四つ目綴、袋綴装、表紙は紺色であり、柳原紀光の筆で、外題および所収記録の年号が朱書されている。外題の筆跡、および最も大きな料紙に合わせた表紙が付けられている点から、現状の表紙は紀光によって付けられたものとしてよい。なお、本書の画像は、宮内庁ホームページ「書陵部所蔵資料目録・画像公開システム」および史料編纂所データベース「HiCAT Plus」から閲覧することが可能である。

各冊とも冒頭に紀光筆の目録一丁を付し、続いて各記録を綴じる。冒頭の目録には方形の藏書印「柳原藏書之印」があり、第一冊・第二冊には「不可出窓外矣、／權大納言紀光(印「紀光」)」(／は改行を示す、以下同じ)、第三冊には「堅固可禁窓外、／紀光(印「紀光」)」とある。本文である各記録の冒頭には、長方形の藏書印「柳原庫」または「柳原藏書」が捺されており、収集時に単独の写本として存在していた状況を示すと考えられる(記録の冒頭に印がないものは、前から連続する一つの写本、あるいは分割されたものと考えてよい)。また、各冊とも本文の初丁に「宮内省図書印」が捺されている。なお、記録本文には、全体的に朱・墨による校合が加えられている。

次に、所収の記録名、各記録の縦の法量、奥書等の一覧を示す。各記録については、他の部類記等によつて知られているものがほとんどである。神宮文庫などに本書の一部から派生したものと疑われる写本があるものの、本書とまったく同一内容の写本は確認できておらず、本書が流布することはなかったようである。

表『御即位部類』の構成

| 2   |   | 1                        |   |   |   |   |                     |                       |                     |          | 冊       |          |          |                |             |                       |         |
|---|---|--------------------------|---|---|---|---|---------------------|-----------------------|---------------------|----------|---------|----------|----------|----------------|-------------|-----------------------|---------|
| 11  | 10  | 9                        | 8   | 7   | 6   | 5   | 4                   | 3                     | 2                   | 1        | 冊<br>番号 | 記<br>録   | 所<br>収   | 縦<br>寸<br>(cm) | 奥<br>書<br>等 | 年<br>代<br>・<br>来<br>歴 | 備<br>考  |
| 経光卿記  | 光明峯寺関白記<br>(玉薬)   | 定長記                      | 頼業記   | 平部記(信範記)  | 師元記・同略記   | 山槐記   | 頼業記                 | 番記録                   | 雑記抄                 | 帥記(経信卿記) | 1       | 帥記(経信卿記) | 治暦四年七月九日 | 二七・六           | なし          | 江戸前・中期写               | 141-4・5 |
| 仁治三年正月十一日<br>〜二十三日、三月一日<br>〜十八日                         | 承元四年十二月二十八日   | 寿永二年九月十五日<br>〜元暦元年八月二十三日 | 治承四年四月二十二日  | 仁安三年二月二十二日<br>〜四月三十日  | 永万元年七月二十七日  | 永万元年七月五日<br>〜七月二十七日   | 保元三年九月六日<br>〜十二月二十日 | 保元三年八月二十三日<br>〜十二月二十日 | 治暦四年五月十一日<br>〜八月十二日 | 治暦四年七月九日 | 1       | 帥記(経信卿記) | 治暦四年七月九日 | 二七・六           | なし          | 江戸前・中期写               | 141-4・5 |
| 二八・三  | 二八・三  | 二七・四                     | 二七・三  | 二八・八  | 二九・四  | 二九・四  | 二七・三                | 二七・三                  | 二七・六                | 二七・六     | 1       | 帥記(経信卿記) | 治暦四年七月九日 | 二七・六           | なし          | 江戸前・中期写               | 141-4・5 |
| 〔本奥書〕申出禁新写(源黄門/通茂卿筆)御本令助筆/書写之手加一校了/万治二年十二月十日 左少弁藤判(桂昭房) | 〔本奥書〕申下禁裏新写(万里小路宰相(雅房/卿)/書進之)御本令助筆書写之手加一校畢/万治三年正月十一日藏人頭権右中弁藤判(桂昭房)禁裏御本左大丞相公(中御門資熙)桂相公等依/被借下彼相公以本令書写則加一校了/寛文三年二月五日 宣順「右一冊有子細自左大弁宰相俊臣卿申請了/明和五十一廿八 紀光」 | なし                       | 〔本奥書〕申下禁裏新写御本(万里小路宰相/雅房卿)令助筆/書写之手加一校了/万治二年十一月八日 左少弁藤(花押・桂昭房)「右一冊有子細左大弁宰相(俊臣卿)申請了/明和五十一廿八日 紀光」 | 〔本奥書〕申下禁裏新写御本(万里小路宰相/雅房卿)令助筆/書写之手加一校了/万治二年十一月八日 左少弁藤(花押・桂昭房)「右一冊有子細左大弁宰相(俊臣卿)申請了/明和五十一廿八日 紀光」 | 〔本奥書〕申下禁裏新写御本(万里小路宰相/雅房卿)令助筆/書写之手加一校了/万治二年十一月八日 左少弁藤(花押・桂昭房)「右一冊有子細左大弁宰相(俊臣卿)申請了/明和五十一廿八日 紀光」 | 〔本奥書〕申下禁裏新写御本(万里小路宰相/雅房卿)令助筆/書写之手加一校了/万治二年十一月八日 左少弁藤(花押・桂昭房)「右一冊有子細左大弁宰相(俊臣卿)申請了/明和五十一廿八日 紀光」 | なし                  | なし                    | なし                  | なし       | なし      | なし       | なし       | なし             | なし          | なし                    | なし      |
| 中御門宣順筆、内扉を転用(裏表紙)                                       | 寛文三(一六六三)中御門宣順筆、明和五(一七六八)中御門俊臣より譲与、内扉を転用(目録)  | 江戸前・中期写                  | 万治二(一六五九)桂昭房奥書、明和五(一七六八)中御門俊臣より譲与   | 寛文三(一六六三)中御門宣順筆   | 享保二〇(一七三五)写   | 享保二〇(一七三五)写   | 江戸前・中期写             | 江戸前・中期写               | 江戸前・中期写             | 江戸前・中期写  | 江戸前・中期写 | 江戸前・中期写  | 江戸前・中期写  | 江戸前・中期写        | 江戸前・中期写     | 江戸前・中期写               | 江戸前・中期写 |
| 141-28  | 141-20  | 141-17                   | 141-14  | 141-9   | 141-8   | 141-8   | 141-7               | 141-7                 | 141-4・5             | 141-4・5  | 141-4・5 | 141-4・5  | 141-4・5  | 141-4・5        | 141-4・5     | 141-4・5               | 141-4・5 |

| 2               |                 |  |   |  |               |                  |  |   |   |                     |           | 冊         |        |    |
|-----------------|-----------------|--|---|--|---------------|------------------|--|---|---|---------------------|-----------|-----------|--------|----|
| 24              | 23              | 22   | 21  | 20   | 19            | 18               | 17   | 16  | 15  | 14                  | 13        | 12        | 番号     |    |
| 不知記             | 花山院内大臣記         | 荒涼記  | 照念院関白記  | 口筆   | 顯朝卿記          | 師兼記              | 經光卿記   | 経俊卿記  | 資季卿記  | 東大寺統要録              | 師兼記       | 定嗣卿記      | 記録     |    |
| 文永十一年三月二十<br>六日 | 文永十一年三月二十<br>六日 | 正元元年十二月二十<br>八日  | 正元元年十二月二十<br>八日   | 寛元四年三月十一日  | 寛元四年三月十一日     | 寛元四年三月十一日        | 寛元四年二月五日<br>三月十一日  | 寛元四年二月五日<br>三月十一日                                       | 寛元四年三月十一日   | 仁治三年正月<br>三月        | 仁治三年三月十八日 | 仁治三年三月十八日 | 所収     |    |
| 二八・三            |                 | 二八・五   | 二七・三  | 二七・七   | 二八・六          | 二八・〇             |  | 二七・九  |   | 二八・四                | 二七・八      | 二七・八      | 縦量(cm) |    |
| なし              | なし              | 「(本奥書1) 斯一卷者從二条殿康道公假借之則教基自筆本也以此<br>/本<br>(予) 書之畢 一校了/寛永七(庚午) 曆二月中旬 教平(如此) (花<br>押模(如此) (本奥書2) 此正元々年(龜山院) 御即位荒涼記(資<br>季卿/記也) 本紙卷物之教基公筆/自康道公鷹司家教平公被借受所被<br>書写本也(則教平/公自筆) 自/左大臣殿借給之則馳筆書写了奥書模<br>書之可秘藏者也/安永九年四月十四日(花押模(公麗卿花押如此) (本奥書3) 右荒涼記者借滋野井前大納言(公麗/卿) 書写之可秘藏<br>之/安永九年十二月廿二日 参議左大弁 花押(略之) (経逸卿) (右<br>以左大弁宰相(経逸/卿) 本令書写了可秘々々/安永第十月中旬<br>從二位藤紀光」 | 「申請禁新写御本令助筆書写之/手加一校了/万治三年正月十一日頭<br>権右中弁藤原(花押模・桂昭房) (明和五年十一月八日/自左大弁宰<br>相(俊臣卿) 請讓了/紀光」 | 「(本奥書) 申下禁裏新写御本令助筆書写之/手加一校了/万治二年十<br>二月十四日 左司郎藤判(桂昭房)」 | なし            | なし(経俊卿記に紀光の付紙あり) | 「右以滋野井前重相(公麗/卿) 所持本令書写了尤可秘々々/安永第<br>九正十七 從二位藤原紀光(印「紀光」)」 | 「(本奥書) 内裏御本以勾当内侍申出書写畢/于時文龜元年六月十九日<br>右中弁藤原(花押模・万里小路賢房)」 | 「(本奥書) 内裏御本以勾当内侍申出書写畢/于時文龜元年六月十九日<br>右中弁藤原(花押模・万里小路賢房)」 | 奥書等                 | 年代・来歴     | 備考        |        |    |
| 江戸前・中期写         | 江戸前・中期写         | 安永一〇(一七八一) 柳<br>原紀光筆   | 万治三(一六六〇) 桂昭<br>房奥書、明和五(一七六<br>八) 中御門俊臣より譲与   | 柳原紀光奥書   | 中御門宣順筆        | 江戸前・中期写          | 江戸前・中期写  | 江戸前・中期写   | 紀光筆   | 安永九(一七八〇) 柳原<br>紀光筆 | 江戸前・中期写   | 江戸前・中期写   | 追加     | 追加 |
|                 |                 | 追加   | 141-32  |  | 141-25・<br>26 | 141-24・<br>26    | 141-24・<br>25・26   |   |   | 追加                  | 追加        | 追加        | 追加     | 追加 |

| 3  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 25   | 26   | 27   | 28   | 29   | 30   | 31   | 32   | 33   | 34   | 35   |
| 勘仲記  | 師淳記  | 大外記師顯記   | 後称念院関白記  | 公衡公記   | 官記   | 光嚴院宸記  | 後田光院関白記  | 頼定卿記   | 玉英   | 光明院宸記  |
| 弘安十一年二月十九日<br>弘安十一年三月十五日   | 弘安十一年三月十五日   | 弘安十一年三月十五日   | 延慶元年十一月十六日   | 延慶元年十一月十六日                                     | 延慶元年十一月十六日   | 元弘二年二月九日<br>三月二十二日   | 元弘二年二月二十六日<br>三月二十二日   | 元弘二年三月二十二日   | 建武四年十二月二十四日<br>十二月二十八日   | 建武四年十二月八日<br>十二月二十八日   |
| 二八・四   | 二八・四   |  | 二八・五   | 二七・〇   | 二八・〇   | 二八・七   | 二八・六   | 二七・三   | 二八・〇   | 二八・四   |
| 〔本奥書〕這一冊者申出禁新写御本令助筆書／写之手加一校了／万治二十二年十一月十三日左少弁藤原(桂昭房)・此一冊禁裏御本左大弁宰相(中御門資熙)・桂／宰相等被借下彼相公以本令書写加一校了／寛文二十二年九月 宣順 | 〔本奥書〕申下禁裏新写御本令助筆書写之手加一校了／万治三年正月十一日藏人頭権右中弁藤原(桂昭房)・禁裏御本左大弁宰相(中御門資熙)・桂宰相等依被借下彼相公以本令書写則加一校了／寛文三年二月廿七日 宣順 | 〔本奥書〕申下禁裏新写御本令助筆書写之手加一校了／万治三年正月十一日藏人頭権右中弁藤原(桂昭房)・禁裏御本左大弁宰相(中御門資熙)・桂宰相等依被借下彼相公以本令書写則加一校了／寛文三年二月廿七日 宣順 | 〔本奥書〕申下禁裏新写御本令助筆書写之手加一校了／万治三年正月十二日頭権右中弁藤原(花押・桂昭房)・明和五年十一月八日／自左大弁宰相(俊臣卿)請讓与了／紀光 | 〔本奥書〕申出／禁裏御本書写則令校合了／于時万治三年三月一日權中納言(花押模・清閑寺熙房か) | 〔本奥書〕右一冊者申請禁裏新写(三条前大納言／実教卿筆)御／本令助筆書写之手加一校了／万治二年十二月九日 左司郎判(桂昭房)・禁裏御本左大丞相(中御門資熙)・桂相公等依被借下以彼本書写則校合了／寛文三年二月廿七日 正二位藤原宣順 | 〔本奥書〕右一冊者申請禁裏新写(三条前大納言／実教卿筆)御／本令助筆書写之手加一校了／万治二年十二月九日 左司郎判(桂昭房)・禁裏御本左大丞相(中御門資熙)・桂相公等依被借下以彼本書写則校合了／寛文三年二月廿七日 正二位藤原宣順 | 〔本奥書〕右一冊者申請禁裏新写(三条前大納言／実教卿筆)御／本令助筆書写之手加一校了／万治二年十二月九日 左司郎判(桂昭房)・禁裏御本左大丞相(中御門資熙)・桂相公等依被借下以彼本書写則校合了／寛文三年二月廿七日 正二位藤原宣順 | 〔本奥書〕右一冊者申請禁裏新写(三条前大納言／実教卿筆)御／本令助筆書写之手加一校了／万治二年十二月九日 左司郎判(桂昭房)・禁裏御本左大丞相(中御門資熙)・桂相公等依被借下以彼本書写則校合了／寛文三年二月廿七日 正二位藤原宣順 | 〔本奥書〕右一冊者申請禁裏新写(三条前大納言／実教卿筆)御／本令助筆書写之手加一校了／万治二年十二月九日 左司郎判(桂昭房)・禁裏御本左大丞相(中御門資熙)・桂相公等依被借下以彼本書写則校合了／寛文三年二月廿七日 正二位藤原宣順 | 〔本奥書〕右一冊者申請禁裏新写(三条前大納言／実教卿筆)御／本令助筆書写之手加一校了／万治二年十二月九日 左司郎判(桂昭房)・禁裏御本左大丞相(中御門資熙)・桂相公等依被借下以彼本書写則校合了／寛文三年二月廿七日 正二位藤原宣順 |
| 寛文二(一六六二) 中御門宣順筆、内扉を転用(目錄)   | 寛文三(一六六三) 中御門宣順筆、明和五(一七六八) 中御門俊臣より譲与   | 寛文三(一六六三) 中御門宣順筆、明和五(一七六八) 中御門俊臣より譲与   | 万治三(一六六〇) 桂昭房奥書、明和五(一七六八) 中御門俊臣より譲与  | 江戸前・中期写  | 江戸前・中期写、もと35と一具、内扉を転用  | 寛文三(一六六三) 中御門宣順筆、明和六(一七六九) 中御門俊臣より譲与、内扉を転用(31・34を合綴)   | 万治二(一六五九) 桂昭房奥書、明和五(一七六八) 中御門俊臣より譲与  | 柳原紀光扉題   | 江戸前・中期写、もと31と一具、内扉を転用  | 江戸前・中期写、もと31と一具、内扉を転用  |
| 追加・141・36  | 追加   | 追加・141・47  | 追加・141・43  | 追加・141・44                                      | 追加・141・45  | 追加・141・46  | 追加・141・47  | 追加   | 追加・141・48  | 追加・141・49  |

| 冊番号 | 記録                            | 所収                | 縦書き(cm) | 奥書等   | 年代・来歴                | 備考      |
|-----|-------------------------------|-------------------|---------|---|----------------------|---------|
| 36  | 貞和御即位記<br>(園太曆・通冬<br>公記・実継公記) | 貞和五年十二月二十<br>六日   | 二七・九    | なし(冒頭に目録あり)   | 江戸前・中期写              | 1423・23 |
| 37  | 公勝卿記                          | 応安七年十二月二十<br>八日   | 二八・一    | なし  | 江戸前・中期写              |         |
| 38  | 良賢真人記                         | 永徳二年十二月二十<br>八日   | 二八・八    | 「右一冊自或手借之間馳悪筆了尤爲珍記也」<br>藤原紀光(印「紀光」)   | 安永九(二七八〇) 柳原<br>紀光筆  |         |
| 39  | 尚通公記                          | 永正十八年三月二十<br>二日   | ―       | 「右尚通公記歟享保度家久公候壇下」(書入れ)  | 柳原紀光筆(半丁に書入<br>れたもの) | 追加      |
| 40  | 安部親成記                         | 応永二十一年御即位<br>条々雑事 | 二八・六    | 「(本奥書) 右御即位惣要注進之記者安家出納所記也從去方今借求堀川<br>左衛門志大石高弘頼助筆書写之当家所爲重宝者也不可施外見而已<br>出納從四位上行大藏大輔中原職忠記之」<br>「右自或人手借之即馳悪筆了」<br>安永第九正十九 從二位藤原紀光誌(印「紀光」) | 安永九(二七八〇) 柳原<br>紀光筆  |         |

【凡例】・「奥書等」の項の／は改行を、( )は細字を、( )は筆者の注を示す。

・「備考」の項には、参考のため東山御文庫本で同じテキストを持つ写本の勅封番号を記した。本書との転写関係が明瞭でないものも掲げているので注意されたい。  
・「備考」の項に「追加」としたものは、紀光が部類記を一度作成した後に追加されたと考えられるもの。

表から分かるように、本書は四〇件の記録を収め、約三〇点の写本(も  
と一具と推定されるものや、末尾の半丁に書入れられた記録などがある)  
を元としているが、うち奥書を持つ記録が二〇点と大半を占めている。

書写の時期で分けると、万治・寛文頃の書写にかかる写本が一点、  
享保の写本が一点、紀光の収集にかかる江戸後期写本が六点あり、その  
他は、奥書を持たないが紙質等から江戸前・中期の写本(少なくとも紀  
光の時代より前の写本)としてよい。全体としては、江戸時代でもやや  
古手の写本のなかに、紀光の筆跡が混じっているとといった様相である。

なお、二冊目・三冊目の表紙および冒頭の目録には、訂正や追記が見  
られ、紀光が部類記を一度編成したのちも、関連する記録を入手するに  
従って、追加・再編成をしていたことが知られる(追加したと考えられ  
る記録については、表の備考の項に注記した)。

ほかに本書には、もとの写本の内扉(あるいは原表紙か)を目録等に  
転用している場合がある。本書の成立過程が窺える情報でもあるので、  
以下に紹介しておく。

二冊目冒頭の目録は、10「光明峯寺関白記」の内扉を翻して記されて  
いる。また11「経光卿記」の内扉は、第二冊の裏表紙に転用されている。  
三冊目冒頭の目録も、二冊目と同様に内扉が転用されており、現状では  
袋の内側になっている記載から、25「勘仲記」・26「師淳記」・27「大外  
記師顕記」の三記が「御即位部類記」として写された写本であったこと  
が知られる。31「光厳院宸記」・32「後円光院関白記」・33「頼定卿記」  
については、32の内扉(中御門宣順筆)の題字の右に31、左に33の題を  
紀光が追記し、この三記録の表紙として合綴している。さらに31につい  
ては、もともと31・35「光明院宸記」、および「後光厳院宸記」(本書に

は未収)の三宸記を収める写本であったものを、「後光厳院宸記」は貞治四年(一三六五)の諒闇に関するものであるため、31・32を抜き出して本書に編綴したものでらしく、上の三宸記の題が記された内扉を翻して、34「玉英」と35の二記の表紙として再利用している(紀光筆)。

転用の状況や、内扉を持たない記録が多いことから、基本的に内扉は除いて合綴する方針であったらしい。なお、料紙を観察すると記録の末尾の丁の端に細く糊痕があるものがあり、これはもと付けられていた表紙を取り除いた痕跡と考えられる。このことから、表紙の付いた写本であっても、編綴の際にこれを除いたことが知られる。<sup>(5)</sup>

### 三 部類記に含まれる中御門家旧蔵本

本書の特筆すべき特徴は、多くの中御門家旧蔵本(以下、中御門本と記す)がそのまま編綴されていることであり、例えば「右一冊、有子細左大弁宰相後臣卿申請了、/明和五十一廿八日 紀光」(8「頼業記」)のように、紀光が中御門俊臣から譲与された旨の奥書を有しているものがある(ほかに10「光明峯寺関白記」、21「照念院関白記」、28「後称念院関白記」、29「公衡公記」、32「後田光院関白記」、33「頼定卿記」)。

また、譲与の旨の奥書はないが、書写奥書や本文筆跡から、中御門本と考えてよいものがある(7「平部記」、11「経光卿記」、19「顕朝卿記」、25「勘仲記」、26「師淳記」、27「大外記師顕記」)。これらも明和五・六年頃に中御門家より柳原家に入ったものと考えて大過ないだろう。

さらに、これらの中御門本は奥書により、その親本が知られるものがある。いまいくつかを例として示す。

#### 〔8「頼業記」の奥書〕【写真1】

「申請禁御本新写令助筆書写之、

手加一校畢、雖然頗有僻字、尚以證

本可再校、

万治二年十一月八日 左少弁藤(桂昭房)「花押」

「右一冊、有子細左大弁宰相後臣卿申請了、

明和五十一廿八日 紀光」

当該の記録には、万治二年(一六五九)に、新写の「禁御本」を写した旨の桂昭房自筆の書写奥書があり、さらに紀光による中御門俊臣より譲与された旨の奥書がある。

〔28「後称念院関白記」の奥書〕【写真2】

「申下禁裏新写御本、令助筆書写

之、手加一校了、

万治三年正月十一日蔵人頭権右中弁藤判(桂昭房)

「禁裏御本左大弁宰相(中御門資忠)・桂宰相等依被

借下、彼相公以本令書写、則加一校了、

寛文三年二月廿七日 宣順(後臣卿)

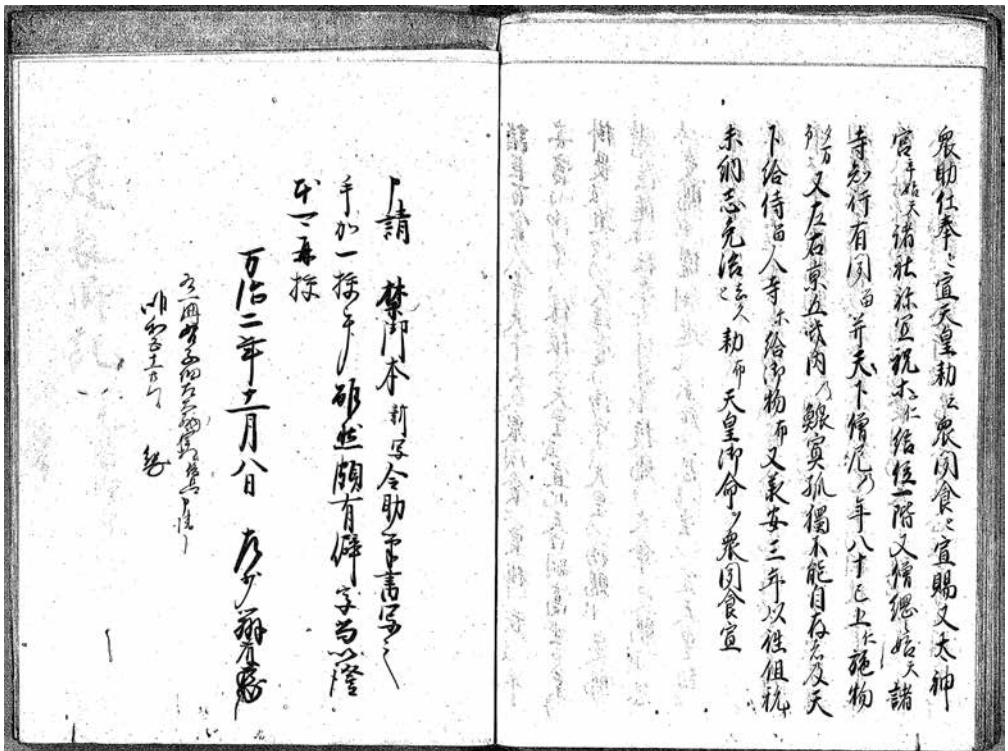
「右一冊、有子細自左大弁宰相申請了、

明和五十一廿八 紀光」

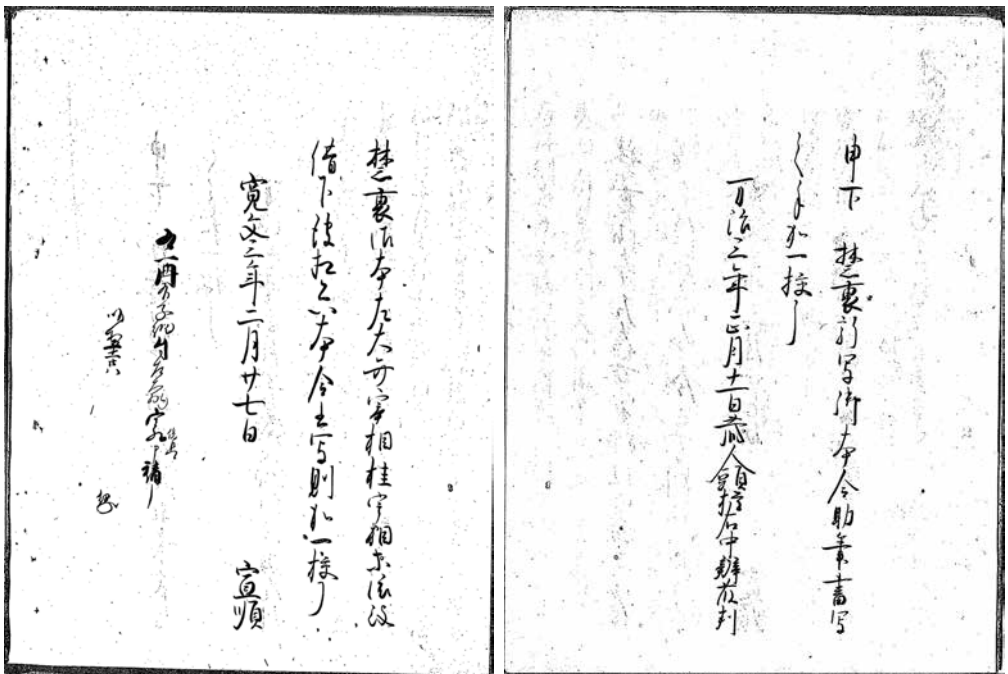
当該の記録には、万治三年に桂昭房が「禁裏新写御本」を書写した旨の本奥書(中御門宣順筆)があり、ついで寛文三年(一六六三)に中御門宣順が、桂本を写した旨の書写奥書がある。さらに紀光が譲与された旨の奥書も記されている。

本書に収められた、このような奥書を持つ中御門本は、禁裏本を桂昭房が書写した昭房の所持本そのもの、またはその転写本であることが分かる<sup>(7)</sup>。この万治二・三年頃に桂昭房が書写した、新写の禁裏本とは、後西天皇の作成した禁裏本の副本すなわち、現在の東山御文庫本である蓋然性が極めて高いであろう<sup>(8)</sup>。

この推定が正しければ、これらの写本の位置づけとしては、東山御文



【写真1】「賴業記」の奥書（桂昭房筆）（原本は宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵、以下同じ）



【写真2】「後称念院関白記」の奥書（中御門宣順筆）



庫本と同等の写し（同時期に同じ親本から作成）、またはその転写本、ということになり、本文校訂の際に有用な良質のテキストを有していることになる点を強調しておきたい。

さらに注目されるのは、33「頼定卿記」の奥書（桂昭房筆）に、

「申出禁裏新写園黃門基福 御筆跡 御本、

令助筆書写之、手加一校了、

万治二年十一月十三日 左少弁（桂昭房）【写真3】

とあるごとく、桂昭房が親本とした「禁裏新写御本」の筆写者を記した奥書が五点みえることである（ほかに7「平部記」、10「光明峯寺関白記」、11「経光卿記」、32「後円光院関白記」で、この四つは昭房の奥書の中御門宣順が記した本奥書）。この奥書に見える筆写者は、東山御文庫本の筆写者を伝える情報であることになり、注目される。いま奥書による筆者名と、内容から対応すると推定される東山御文庫本を示す。<sup>(9)</sup>

7「平部記」【写真4】万里小路雅房 勅一四一一九

10「光明峯寺関白記」万里小路雅房 勅一四一一二〇

11「経光卿記」中院通茂 勅一四一一二八

32「後円光院関白記」三条西実教 勅一四一一四六

33「頼定卿記」園基福 勅一四一一四七

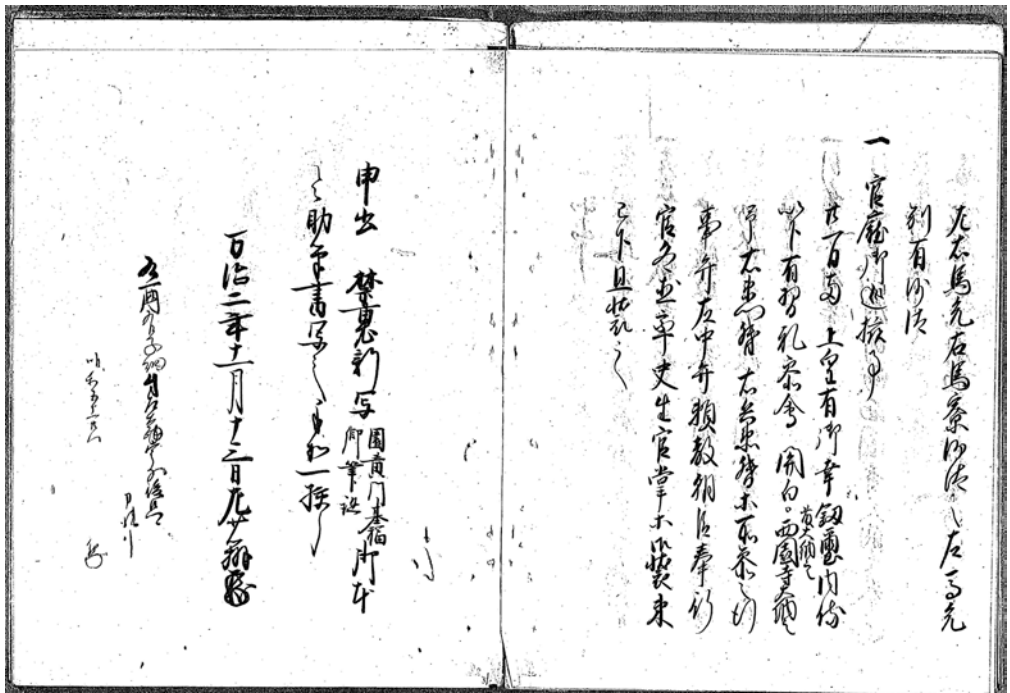
一般に、東山御文庫本には書写奥書のある写本が少なく、書写者が判明するものは極めて稀である。数少ない書写者の判明する事例として「親長卿記」（勅一五一二、三三三冊）があり、全三三三冊のうち六冊に書写者が記された奥書が存する。これらは明暦二年（一六五六）から同三年頃にかけて書写されたもので、中御門資熙（第三・第一〇冊）、桂昭房（第四・第一一冊）、清閑寺熙房（第六冊）の名がみえる。この三名は柳原本『御即位部類』に含まれる写本の奥書にも見えることは注目される。<sup>(10)</sup>禁裏本を書写する際に、書写者が自らの副本も作成し、さらに互いに貸

し借りしている状況を窺い知ることができよう。

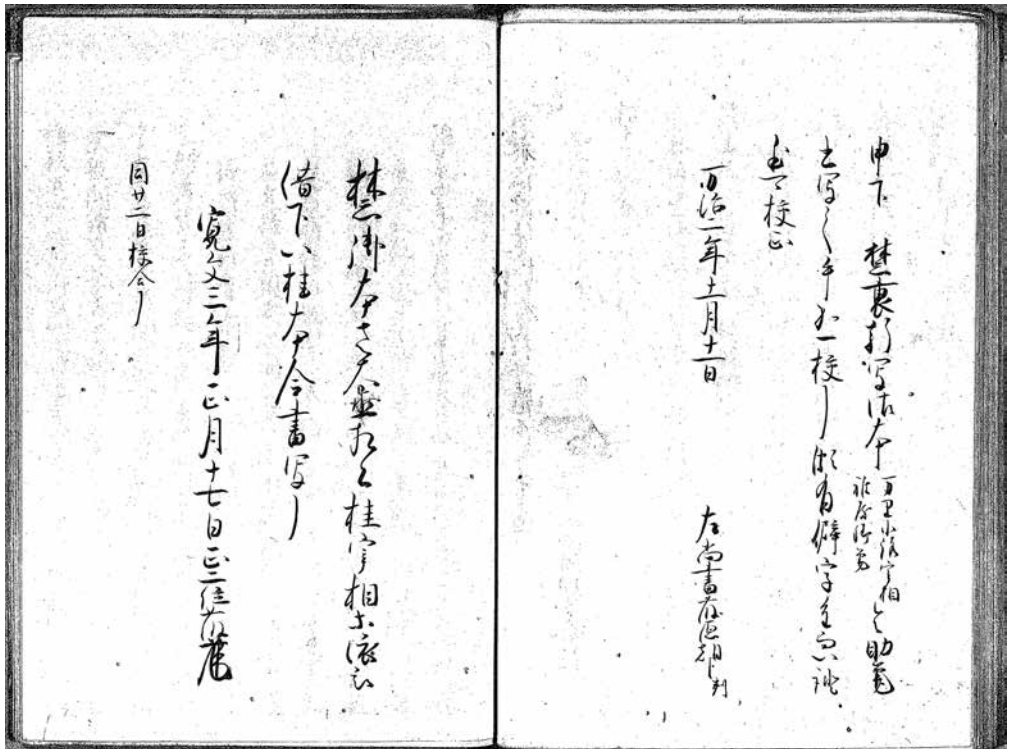
最後に、前節において、部類記を編綴する際に写本の表紙を取り除いたらしいことに触れたので、関連する事項として、中御門本の表紙について述べておきたい。『図書寮典籍解題 続歴史篇』の『公宴部類記』（柳一八一）の解説には「現表紙は当部の後補に係る。元表紙は洪色の鳥の子、その中央に「公宴部類記 年記不同」と外題し、更に左上に柳原紀光の朱筆を以て「公宴部類記」と外題してゐる。又第一紙に所収の書目を載せる。この朱筆外題と目録とは、多分紀光が当本を入手して後に加へたものであらう。」「江戸中期の書写にして、その筆跡よりすれば、おそらく紀光が他のものと共に中御門俊臣より譲請けたものではないかと思はれる。」とあり（二七〇・二七一頁）、当該写本が中御門本であることを推測しているが、これは本文の筆跡が中御門宣順・資熙のもの認められることが根拠と思われ、妥当な推定であらう。

これについて参考となるのが、史料編纂所所蔵「口宣繪旨院宣御教書案」（請求記号U11802）である。この書については末柄豊氏による解説と翻刻があるので、詳しくはそちらを参照されたいが、奥書によって、本書が中御門資熙の筆になり、明和六年五月に柳原紀光が中御門俊臣から譲与されたことが知られる。つまり「御即位部類」に含まれる記録と同様にして、かつて柳原紀光が収集したものなのである。

注目したいのはその表紙であり（史料編纂所の所蔵史料目録データベースよりカラー画像を見ることができ）、洪紙表紙の中央に墨書の外題があり（現状では薄れてしまっている）、さらに左端に朱墨で紀光筆の題が大書されている。この形状は前掲の『公宴部類記』と同じであり、両者の例を併せて考えると、このような形状の表紙は、中御門家段階の原装であって、のちに紀光が外題を加えたものとしてよいのではなからうか。



【写真3】「頼定卿記」の奥書（桂昭房筆）



【写真4】「平部記」の奥書（中御門宣順筆）

以上の検討を踏まえると、『元服部類記』（柳一〇三六）のように、これらと同じ表紙の形状を持つ写本については、奥書を持たず、本文筆跡からも判定が難しいものであっても、中御門家本と判断することができる。今後さらなる検討を要するが、柳原本の中の旧中御門本を見分けるための指標として、提起しておく。

#### 四 奥書を利用した旧蔵書の復元にむけて

これまで柳原本『御即位部類』の構成とその来歴について検討してきた。繰り返しになるが、本書の大きな特徴は、譲与などによって入手した写本そのものを多数利用して部類記を作成していることにある。さらにその写本の多くが、江戸時代前期の良質の写本であることは大いに注目されてよい。本稿では一つの事例を紹介したに過ぎないが、柳原本のうちには同様の部類記が多く存している。本稿に示した手法で、この種の部類記に収められる記録の情報を集積することにより、公家の蔵書研究に新たな知見を加えることができると考える。

まず想起されるのは、中御門家の旧蔵書の復元が可能になることである。現在のところ筆者が把握している書陵部所蔵柳原本に含まれる中御門本は、概数で三十件を超える。さらに岩瀬文庫所蔵の柳原本、および国立公文書館・早稲田大学図書館所蔵の中御門本などを加えれば、またまった数の中御門家の旧蔵書が復元できるであろう。国立公文書館の中御門本は、古写本を多く含むことがよく知られており、中御門家に代々伝来した蔵書を核とすることが推定されるが、本稿の検討によって、江戸時代前期に、東山御文庫本と同等の写本が多く追加されたことが明らかになったといえる。

現在の所蔵者と異なる場合が多いためか、奥書等によって判明する、かつての所蔵者の情報を蔵書群の復元に用いるという方法は、あまり注

意されてこなかったといえる。柳原本は、多くの家から史料を収集したものであるため、中御門本以外にも、現在はまともに残っていない蔵書群について、ある程度、復元することが可能であろう。さらに、柳原本や中御門本に関わらず、多くの典籍の奥書の情報を集めることができれば、新たな切り口による蔵書群を生成することが可能になり、禁裏・公家の蔵書研究に新たな論点を提供することにつながるかと期待される。

#### まとめにかえて

本稿では、柳原本のうち柳原紀光が自ら作成した部類記に着目し、書誌を検討する手法の一端を示した。さらに、柳原本『御即位部類』には、中御門家が旧蔵していた写本そのものが多く編綴されており、それらは東山御文庫本に匹敵する良テキストを持つことを明らかにした。また奥書によって、親本となった東山御文庫本の筆写者が判明する事例を指摘した。

紀光の作成した部類記は、柳原本のなかでは、既存の書を謄写した写本に比べて決して点数の多いものではないが、これらには江戸時代前期頃の写本がそのまま編綴されているものがあり、写本の位置づけを考えるためには、編綴された個々の写本を個別に検討することが必須であることを強調しておきたい。

また、奥書等の情報を集めることによって、別の蔵書群を形成することが可能であることも述べた。近年、各所蔵機関で史料画像の公開が進んでいるが、画像の公開とともに奥書などの情報を集めることも必要であろう。これについては、今後の課題としたい。

#### 〔註〕

(1) 小倉慈司「宮内庁書陵部所蔵柳原家旧蔵本目録(稿)」(禁裏・公家文

庫研究』四、思文閣出版、二〇一二年）、西尾市岩瀬文庫編「西尾市岩瀬文庫 柳原家旧蔵資料目録（A）（B）」（『禁裏・公家文庫研究』四、思文閣出版、二〇一二年）、吉岡眞之「柳原家旧蔵書籍群の現状とその目録―蔵書群の原形復原のための予備的考察―」（『禁裏・公家文庫研究』五、思文閣出版、二〇一五年）などを参照。

(2) 岩橋小彌太「岩瀬文庫の統史愚抄稿本」（『史料探訪』、大日本出版社文荘、一九四四年）、武部敏夫「統史愚抄」（『国史大系書目解題』上巻、一九七一年）、「解題」（『砂巖』図書寮叢刊、宮内庁書陵部、一九九四年）などを参照。

(3) 是澤恭三「柳原紀光の諸家記録探求に就て」（『国史学』四五号、一九四二年）、同「柳原紀光の部類記作成」（『新訂増補国史大系月報』六十、一九六六年）。

(4) 『図書寮典籍解題 続歴史篇』宮内庁書陵部編、養徳社、一九五一年。

(5) 奥書のある丁が袋綴じになっておらず、折目を切断した半丁の状態で綴じられているものもあり、これも裏表紙を除いた結果と推測される。

(6) 書陵部および岩瀬文庫に所蔵される柳原本のうちには、これ以外にも中御門俊臣から譲与された旨の奥書を持つものが複数あり、筆者が確認できている範囲では、いずれもその時期は明和五・六年に収まる。

いま参考のため、中御門宣順・資熙・俊臣の略歴を以下に記す。

中御門宣順 慶長十八年（一六一三）生まれ。中御門尚良の息。元和六年（一六二〇）に左兵衛佐、寛永四年（一六二七）に権右少弁・藏人に補せられる。以降、藏人頭、左大弁を経て同十九年に参議、正保二年（一六四五）に権中納言、承応元年（一六五二）に権大納言となる。寛文四年（一六六四）薨去。

中御門資熙 寛永十二年（一六三五）生まれ。中御門宣順の息。右大弁・藏人頭を経て、万治元年（一六五八）に参議、寛文三年（一六六三）に権中納言、同十二年に権大納言に任じられる。霊元上皇の院政下では、上皇の信任を背景に専権を振るったが、これを問題視した近衛基熙らによって政界から追放される。宝永四年（一七〇七）薨去。

中御門俊臣 元文五年（一七四〇）生まれ。宝暦三年（一七五三）に

左兵衛権佐に任じられ、以降、右少弁、藏人、左衛門権佐、檢非違使などを経て、明和元年（一七六四）に藏人頭に任じられ、同二年に参議、同五年に権中納言となる。明和八年薨去。

(7) 桂昭房の所持本が中御門家に譲られた可能性については、中村憲司「中御門家本『類聚三代格』」（『日本歴史』七八九、二〇一四年）に言及がある。

桂昭房は、寛永十五年（一六三八）生まれ。中御門家の庶流岡崎宣持（中御門尚良の二男）の息、桂を称する。承応三年（一六五四）に藏人、同四年に権右少弁に補せられる。以降、左少弁、右中弁、藏人頭を経て、寛文二年（一六六二）に参議となり、同八年に辞す。没年は不詳。

(8) 平林盛得「後西天皇取書の周辺」（岩倉規夫・大久保利謙編『近代文書学への展開』、柏書房、一九八二年）。

(9) 史料編纂所図書室で公開されている東山御文庫本の画像、および小倉慈司「東山御文庫本マイクロフィルム内容目録（稿）（2）」（『禁裏・公家文庫研究』二、二〇〇六年）を参考にした。

(10) 31「光厳院宸記」・35「光明院宸記」の本奥書にみえる権大納言は清閑寺熙房と推定される。

(11) 末柄豊「東京大学史料編纂所所蔵 口宣論旨院宣御教書案」（東京大学史料編纂所研究成果報告二〇〇九―四『目録学の構築と古典学の再生―天皇家・公家文庫の実態復原と伝統的知識体系の解明』、二〇一一年）。